

お知らせ

令和 4 年 9 月 30 日

林地開発の手引きが次のとおり一部改正されました。

改正後	改正前
<p>林地開発の手引き 《森林の適正な保全と利用のために》</p> <p><u>令和 4 年 9 月</u></p> <p>目次 略</p> <p>I. 林地開発許可制度の概要 (1)～(7) 略</p> <p>(8)連絡調整（林地開発協議） ア～エ 略</p> <p>オ ①～⑮ 略</p> <p>⑯電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業、<u>同項第 10 号に規定する送電事業又は同項第 11 号の 2 に規定する配電事業</u>の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物</p> <p>⑰～⑲ 略</p> <p>(9)～(10) 略</p> <p>II. 実施要領 略</p> <p>III. 審査基準 略</p> <p>IV. 関係法令等</p> <p>(1)森林法（抄） 略</p> <p>(2)森林法施行令（抄） 略</p> <p>(3)森林法施行規則（抄）</p>	<p>林地開発の手引き 《森林の適正な保全と利用のために》</p> <p><u>令和 3 年 9 月</u></p> <p>目次 略</p> <p>I. 林地開発許可制度の概要 (1)～(7) 略</p> <p>(8)連絡調整（林地開発協議） ア～エ 略</p> <p>オ ①～⑮ 略</p> <p>⑯電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業<u>又は同項第 10 号に規定する送電事業</u>の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物</p> <p>⑰～⑲ 略</p> <p>(9)～(10) 略</p> <p>II. 実施要領 略</p> <p>III. 審査基準 略</p> <p>IV. 関係法令等</p> <p>(1)森林法（抄） 略</p> <p>(2)森林法施行令（抄） 略</p> <p>(3)森林法施行規則（抄）</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="479 156 1120 258">[昭和 26 年 8 月 1 日農林省令第 54 号] 最終改正[<u>令和 4 年 9 月 30 日農林水産省令第 56 号</u>] <u>(一部未施行を除く)</u></p> <p data-bbox="174 300 430 331">第 1 条～第 4 条 略</p> <p data-bbox="174 373 349 440">第 5 条 一～十五 略</p> <p data-bbox="174 481 1120 622">十六 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業、<u>同項第 10 号に規定する送電事業又は同項第 11 号の 2 に規定する配電事業</u>の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物</p> <p data-bbox="174 663 376 695">十七～十九 略</p> <p data-bbox="174 737 322 769">第 6 条 略</p> <p data-bbox="174 810 698 842">(4)連絡調整（林地開発協議）の根拠 略</p>	<p data-bbox="1406 156 2060 223">[昭和 26 年 8 月 1 日農林省令第 54 号] 最終改正[<u>令和 2 年 12 月 21 日農林水産省令第 83 号</u>]</p> <p data-bbox="1146 300 1402 331">第 1 条～第 4 条 略</p> <p data-bbox="1146 373 1321 440">第 5 条 一～十五 略</p> <p data-bbox="1146 481 2060 587">十六 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業<u>又は同項第 10 号に規定する送電事業</u>の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物</p> <p data-bbox="1146 663 1348 695">十七～十九 略</p> <p data-bbox="1146 737 1294 769">第 6 条 略</p> <p data-bbox="1146 810 1671 842">(4)連絡調整（林地開発協議）の根拠 略</p>